

# 犯罪被害に遭われた方へ

豊田市では、犯罪被害に遭われた方とご家族・ご遺族に対し、支援を行っています。

## 対象となる犯罪

日本国内、または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪

(例) 殺人、強盗、傷害、危険運転致死等の故意による犯罪 (過失による犯罪は対象外)

## 主な支援内容

### 1 犯罪被害者等支援 総合的対応窓口

豊田市役所 交通安全防犯課 (豊田市役所 南庁舎4階)

犯罪被害者等支援専用ダイヤル : (0565) 34-6859

- ・お困りごとをお聴きし、市が提供する保健医療サービス・福祉サービス等におつなぎします。
- ・お電話でのご相談のほか、窓口で直接ご相談いただくこともできます。

### 2 見舞金の給付

#### ・給付の対象となる方

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、豊田市内に住所を有していた犯罪被害者とそのご遺族の方 (事実上の婚姻関係、事実上の養子縁組関係、ファミリーシップの関係にある方を含む)。

※制度の詳細・申請については、犯罪被害者等支援 総合的対応窓口 (犯罪被害者等支援専用ダイヤル : (0565) 34-6859) までお問合せください。

#### ■遺族見舞金 (給付額 30万円)

- ・給付対象者 犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族の方

#### ■重傷病見舞金 (給付額 10万円)

- ・給付対象者 犯罪行為によって、重傷病 (療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上) の入院を要すると医師に診断されたもの) を負った犯罪被害者の方

#### ■精神療養見舞金 (2万5千円)

- ・給付対象者 特定の犯罪行為 (※) によって、精神疾患 (療養の期間が3か月以上かつ通算3日以上) 労務に服することができないと医師に診断されたもの) を負った犯罪被害者の方 ※殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買 (いずれも未遂を含む)

## 相談窓口・問合せ先

### 犯罪被害者等支援 総合的対応窓口

豊田市役所 交通安全防犯課 (豊田市役所 南庁舎4階)

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

犯罪被害者等支援専用ダイヤル : (0565) 34-6859



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュットちゃん」